

愛心会 優和の里 介護職員等処遇改善に関する資料 (R6、R7 年度)
処遇改善加算について

1、R6 年度実績

(一) 月例給与

(1) 介護職員

①正職員

旧介護職員処遇改善金 4、5 月「交付金」項目で 43,500 円毎月支給。

旧ベースアップ加算 4、5 月従来のベースアップを維持し、処遇改善
支援手当 1500 円を支給。

新処遇改善加算金 6 月から開始。
ベースアップ分は維持し、さらに、基本給を 1 号級
特別昇給し、さらに交付金と処遇改善支援手当を
「処遇改善支援手当」に統合し、5 万円に増額。

②非常勤パート等

旧介護職員処遇改善金 4、5 月 時給に 100 円上乗せ支給。

旧ベースアップ加算 4、5 月 労働時間数を基準に処遇改善支援手
当 800 円～1500 円支給。

新処遇改善加算金 6 月から開始。時給に 100 円上乗せ支給を維持
し、処遇改善支援手当を扶養内か否かを基準
に 2000 円、4000 円を労働時間数に応じて支給。

(2) 介護職員以外の職員

① 正職員

旧ベースアップ加算 4、5 月従来のベースアップを維持し、処遇改
善支援手当 1500 円を支給。

新処遇改善加算金 6 月から開始。
ベースアップを維持し、基本給を 1 号級特別昇
給し、「処遇改善支援手当」4000 円を労働時間数
に応じて支給。

② 非常勤パート等

旧ベースアップ加算 4、5 月 労働時間数や職種等を基準に処遇
改善支援手当 300 円～1000 円支給。

新処遇改善加算金 6 月から開始。ベースアップを維持し、処遇改
善支援手当を職種、扶養内か否か等を基準に労
働時間数に応じて 350 円～1000 円支給。

(二) 一時金 3 月支給

(1) 介護職員処遇改善一時金

配分額 229,288 円 (4, 5 月分)

対象者 ・ 介護職員に限定

・ 令和 6 年 4、5 月に実労働があり支給日現在で在籍している者

支給基準 ・ 令和 6 年 4、5 月の実労働時間数等から算出した常勤換算数を基準とする。

・ 正職員と非常勤パートの基準額が 2 : 1 となるようにする。

(2) 特定処遇改善一時金

配分額 166,190 円 (4, 5 月分)

対象者 ・ 令和 6 年 4、5 月に実労働があり支給日現在で在籍している者

・ 介護、その他の職種を問わない。ただし、一部職員は対象外。

支給基準 ・ 次の 3 つのグループに分け、4 : 2 : 1 となるように配分する。

① 介護福祉士であって一定の経験・技能のある介護職員、

② その他の介護職員、③その他の職種 (介護以外)

・ 令和 6 年 4、5 月の実労働時間数等から算出した常勤換算数を基準とする。

(3) 介護職員等処遇改善一時金

配分額 2,040,000 円 (6~3 月分見込額)

対象者 ・ 令和 6 年 6~7 年 3 月に実労働があり、支給日現在で在籍している者。

・ 介護、その他の職種を問わない。

支給基準 ・ 次の 3 つのグループに分け、4 : 2 : 1 となるように配分する。

①介護福祉士であって一定の経験・技能のある介護職員、

③ その他の介護職員、③その他の職種 (介護以外)

・ 令和 6 年 6~7 年 3 月の実労働時間数から算出した常勤換算数を基準とする。

2. R7 年度（計画）

（一）月例給与

（1）介護職員

①正職員

新処遇改善加算金 ベースアップ分は維持し、「処遇改善支援手当」を
52500 円支給。

②非常勤パート等

新処遇改善加算金 時給に 100 円上乗せ支給を維持
し、処遇改善支援手当を扶養内か否かを基準
に 2100 円、4200 円を労働時間数に応じて支給。
夜勤を行う者には 8000 円支給。

（3）介護職員以外の職員

① 正職員

新処遇改善加算金 ベースアップを維持し、「処遇改善支援手当」
4200 円を労働時間数に応じて支給。

② 非常勤パート等

新処遇改善加算金 ベースアップを維持し、処遇改善支援手当を職
種、扶養内か否か等を基準に労働時間数に応じ
て 370 円～1260 円支給。

（二）一時金 3 月支給

介護職員等処遇改善一時金

配分額 1,500,000 円～2,000,000 円（見込額）※入居者数によって加算
収入が変動。

対象者 ・令和 7 年 4～8 年 3 月に実労働があり、支給日 8 年 3 月現在で
在籍している者。

・介護、その他の職種を問わない。

支給基準・次の 3 つのグループに分け、配分する。

① 介護福祉士であって一定の経験・技能のある介護職員、

②その他の介護職員、③その他の職種（介護以外）

・労働時間数から算出した常勤換算数を基準とする。